

公募型プロポーザルの公告

東根市 GIGA スクール構想における端末等整備事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 26 日

東根市長 土 田 正 剛

1 業務概要

(1) 事業の名称

東根市 GIGA スクール構想における端末等整備事業

(2) 業務の内容

学習者並びに指導者用端末の調達、設定及び調整、保守管理業務

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者（リース事業者を含む）との間でリース契約を締結する。

(4) 履行期間

端末の調達、設定及び調整 契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日

端末のリース、保守管理 令和 8 年 1 月 6 日から令和 13 年 1 月 5 日

2 提案参加資格

本プロポーザルに参加できるものは次に掲げる（１）から（８）の資格要件を満たすものとする。

(1) 単独事業者による参加であること。

ただし、リース事業者はこれに含めない。

(2) 参加申込書の提出時点で東根市競争入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格として登録されていない場合は、下記の書類の提出により資格を確認する。

①登記事項証明書または履歴事項証明書（原本又は写し）

②納税証明書（写し）

③印鑑証明書（原本）

④役員一覧表

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないもの。（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされたものであっても、更生計画の認可が決定されたもの又は再生計画の認可の決定が確定されたものを除く。）

- (5) 過去 5 年以内に、国または地方公共団体において類似業務の実績を有すること。
- (6) 参加申込書の提出時点で東根市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 21 年告示第 31 号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員に該当しないこと。また、いずれかの利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3 担当部署

東根市教育委員会管理課

〒999-379 東根市中央一丁目 1 番 1 号

電話：0237-42-1111 / FAX：0237-43-1176

E-mail：kyouiku@city.higashine.yamagata.jp

4 参加手続き

- (1) 実施要領の交付
令和 7 年 3 月 26 日(水)から東根市公式ホームページで公開する。
- (2) 参加申込書類の提出
 - ・参加申込書 (様式第 1 号)
 - ・会社概要書 (様式第 2 号)
 - ・業務実績調書 (様式第 3 号)
- (3) 提出期限
令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 5 時必着
- (4) 提出先
東根市教育委員会管理課（前記 3 参照）
- (5) 提出方法
持参または簡易書留郵便で郵送

5 参加資格審査結果通知及び企画提案書等並びに提案見積書の提出

- (1) 参加資格審査結果通知
参加申込書等による参加資格審査結果は、令和 7 年 4 月 15 日（火）に通知する。
ただし、参加申込者が多数の場合は、参加申込書等による一次審査を行いプレゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定する場合がある。
- (2) 企画提案書並びに提案見積書の提出
 - ①提出書類 下記の書類に企画提案書提出書（様式第 5 号）を添えて提出すること。
 - ・企画提案書
 - ア 企画提案書は A4 判横、両面横書きで作成し、ページ番号を記載すること。
A3 用紙を使用する場合は A4 判に折込むこと。
 - イ 企画提案書は、表紙・目次・本編の構成で作成し、表紙、目次を除き 20 ページ

以内とする。

- ウ 企画提案書は、表紙に「東根市 GIGA スクール構想における端末等整備事業企画提案書」と標記し、正本のみ余白に提案者名を記載すること。

・提案見積書（様式第 6 号）

- ア 見積額は、学習者用端末と指導者用端末に分けて算出すること。
- イ 見積額は、端末借上げ費用や必要なライセンス費用、保守・管理等にかかる費用すべて含めて 60 か月使用する想定で算出すること。
- ウ リース料は毎月の均等払いとし、月の初日から末日までを 1 月分として計算すること。
- エ 学習者用端末は公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱（5 文科初第 1925 号 令和 6 年 1 月 29 日文部科学大臣決定）に基づく補助対象事業であり、見積額は補助金額を差引いた額を算出すること。

②提出部数

- ・企画提案書 正本 1 部、副本 10 部及び CD-R 又は DVD-R で 1 枚
※正本 1 部のみ提案者名を記載し、それ以外の 10 部には提案者名を記載せず、提案者が容易に特定できないよう配慮すること。
- ・提案見積書 正本 1 部、副本 10 部及び CD-R 又は DVD-R で 1 枚
※正本には社名を記載し、代表印を押印すること。

- ③提出期限 令和 7 年 4 月 28 日（月） 午後 5 時必着
- ④提出先 東根市教育委員会管理課（前記 3 参照）
- ⑤提出方法 持参または簡易書留郵便で郵送

6 業務に関する質問期間、提出方法及び回答方法

（1）提出期限

令和 7 年 4 月 3 日（木） 午後 5 時必着

（2）提出先

東根市教育委員会管理課（前記 3 参照）

（3）提出方法

電子メールで行うこととし、質問書（様式第 4 号）により提出すること。

件名を「東根市 GIGA スクール構想における端末等整備事業 質問書」とし、本文内に業者名を記載すること。また、メール送信後は電話にてメールの受信確認をすること。

（4）回答方法

令和 7 年 4 月 9 日（水）に東根市ホームページに掲載する。

7 プレゼンテーション及びヒアリングについて

（1）日時等

- ①日時 令和 7 年 5 月 9 日（金）※実施時間、場所については、別途通知する。

- ②実施時間 プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分の計 30 分
企画提案書についての説明（20 分）、質疑応答（10 分）を実施し、質疑に対する回答内容は企画提案に含むものとする。

（2）実施方法

プロジェクター及びスクリーンを使用し、プレゼンテーションを実施する。

- ①プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。
②プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、これ以外に機器を使用する場合（P C 等）は、参加者の負担において準備すること。また、すべての使用機器を参加者負担で準備することも可能とする。
③説明者は、本業務に携わる担当者等で 1 者につき 5 名以内とする。

8 失格並びに無効の要件

次のいずれかに該当した場合、失格または無効とする。

- （1）「3. 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
（2）提出書類に虚偽の記載があった場合
（3）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（4）信義に反する行為があった場合